

特別講演 ①

情報記録管理の視点から取り組む、
企業の内部統制

コンプライアンス コサルテイングサービス部長 立山 博氏

明確なメッセージ提示



内部統制確立のための段階としては、まず、コンプライアンス（法令順守）の観点から、フレームワークによる体制整備を行い、次にリスクアプローチによる体制の強化に取り組む。そして、ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）などを用い、経営環境に合わせて内部統制体制の統合・最適化を図り、企業価値の向上や持続的発展に結びつけるということになる。

最適な情報記録管理体制を構築

企業競争力の改善・強化に直結

「財務報告が正しい」とを、証拠を挙げて説明すること。そのためには、適正な業務プロセスに付随して、情報の記録と保存が正しく行われていることが必要である。また、コンプライアンスの観点から、従業員の監督や、外部委託がある場合はその監督も義務化されている。不正競争防止法では、企業ノウハウや営業秘密を法的に保護するために、秘密管理性、有用性、非公開性が要件であることを示している。経済産業省の指針は、物的・技術的・人的・法的な管理、組織的管理といった、しかるべき体制での保持が証明できることを求めている。

「記録」とは法的な責任の履行、または義務処理における証拠という意味であり、修正することは絶対に許されない。また、コンプライアンスの観点から、従業員の監督や、外部委託がある場合はその監督も義務化されている。不正競争防止法では、企業ノウハウや営業秘密を法的に保護するために、秘密管理性、有用性、非公開性が要件であることを示している。経済産業省の指針は、物的・技術的・人的・法的な管理、組織的管理といった、しかるべき体制での保持が証明できることを求めている。

「記録」とは法的な責任の履行、または義務処理における証拠という意味であり、修正することは絶対に許されない。また、コンプライアンスの観点から、従業員の監督や、外部委託がある場合はその監督も義務化されている。不正競争防止法では、企業ノウハウや営業秘密を法的に保護するために、秘密管理性、有用性、非公開性が要件であることを示している。経済産業省の指針は、物的・技術的・人的・法的な管理、組織的管理といった、しかるべき体制での保持が証明できることを求めている。

特別講演 ②

日本版SOX法：実施基準の重要ポイント

監査法人トーマツ代表社員 公認会計士 トーマツ企業リスク研究所所長 久保 恵一氏



情報内容よりプロセス

日本版SOX法の概要から見ると、上場企業は有価証券報告書を毎年作成して提出しなければならないが、日本版SOX法はこれらの報告書に付ける内部統制報告書の作成を要求している。これを監査人が監査して適正かを判断する。さらに、これから四半期報告

告制度が始まり、上場企業は年三回の四半期報告書の作成も求められる。また、有価証券報告書と四半期報告書は代表者の確認が必要。内部統制報告書の対象範囲については有価証券報告書の財務報告にかかわる部分だけとされており、具体的には、連結財務諸表と主要な経営指標の推移と大株主の状況などといった財務諸表に重要な

証券市場・投資家保護を重視
評価範囲の選定は非常に大切

内部統制報告書の提出時期は、日本版SOX法の適用が二〇〇八年四月一日より開始する事業年度であるため、〇九年六月になる。ただし、確認書の提出は、三月決算の会社は、六月の第一四半期を終わって四十五日以内だから、〇八年八月になる。

「記録」とは法的な責任の履行、または義務処理における証拠という意味であり、修正することは絶対に許されない。また、コンプライアンスの観点から、従業員の監督や、外部委託がある場合はその監督も義務化されている。不正競争防止法では、企業ノウハウや営業秘密を法的に保護するために、秘密管理性、有用性、非公開性が要件であることを示している。経済産業省の指針は、物的・技術的・人的・法的な管理、組織的管理といった、しかるべき体制での保持が証明できることを求めている。

「記録」とは法的な責任の履行、または義務処理における証拠という意味であり、修正することは絶対に許されない。また、コンプライアンスの観点から、従業員の監督や、外部委託がある場合はその監督も義務化されている。不正競争防止法では、企業ノウハウや営業秘密を法的に保護するために、秘密管理性、有用性、非公開性が要件であることを示している。経済産業省の指針は、物的・技術的・人的・法的な管理、組織的管理といった、しかるべき体制での保持が証明できることを求めている。



